

第 15 回宮城県産業振興審議会農業部会

日 時 平成 22 年 7 月 30 日 (金)
午前 10 時から 12 時まで
場 所 宮城県県庁 4 階 特別会議室

○司会

皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。審議会に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。県では、夏の期間中クールビズを実施しており、職員がネクタイを外すなどの軽装で出席しておりますことをご了承願います。

次に、産業振興審議会条例の規定に基づく会議の定足数は、部会に属する委員及び専門委員の2分の1以上ですが、本日はこの要件を満たしていることから、部会が成立しますことをご報告いたします。

また、会議は平成12年度の第1回の会議の際に「公開する」と決定しておりますので、当部会も公開として進めさせていただきます。定刻まで若干お待ちください。

○司会

それでは、ただ今から第15回宮城県産業振興審議会農業部会を開会いたします。開会にあたり、農林水産部長の千葉よりご挨拶を申し上げます。

○千葉部長

皆さん、おはようございます。仙台で7月に真夏日が11日連続するという暑い夏になっておりますけれども、昨日、今日につきましては少し中休みということではあるようですが、それにつきましても、本日の最高気温29℃、おまけに湿度が大変高いというようなことで、不快指数の方はうなぎ上りになっているようでございます。そんな中、皆様にはご多忙のところ、第15回宮城県産業振興審議会農業部会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

昨年の政権交代に伴いまして、農業政策が大きく転換いたしました。先日の参議院選挙では与党が過半数割れということで、国の政局はいまだ不安定な要素があるようでございます。

県といたしましては、目指すべき本県の農業・農村の姿、これは国の政権の有り様によって振り回されるのではなく、県としての確固とした将来像を目指す中で、国の施策をうまく活用していくという、言葉は悪いのですが、したたかなものでありたいと考えております。

さて、前回4月の農業部会におけるご審議から3ヶ月が経過いたしました。前回、皆様から施策における取組項目や内容について様々なご意見を頂戴いたしまして、それを踏まえ、本日、基本計画の素案としてまとめたものを皆様にお配りさせていただいております。ご覧いただいておりますのとおり、計画本体の輪郭が見えてきたという段階でございます。内容につきましては、これからのご意見を踏まえてさらにブラッシュアップをしていく予定でございます。特に、今後優先的に取り組む項目につきましては、今後皆様にご議論を重ねていただきながら、県として取りまとめて参りたいと考えております。

本日も長時間のご審議となりますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○司会

本日は、後藤委員と三浦委員が所用のため、欠席というご連絡を受けております。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。資料は右肩に資料ナンバーが記載してあるかと思います。資料1-1、1-2、1-3、資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、あと番号が振っていない参考資料というものがございます。併せまして、会議では使用いたしません、「みやぎの農林水産業」という冊子をお配りさせていただいておりますので、ご活用いただければと思います。資料の不足等ございませんでしょうか？

なお、事前に資料を送付させていただいておりますが、その後も事務局の方で検討等を加えさせていただきますので、本日の会議はお手元にお配りしている

ものを使用させていただくということでご了承いただきたいと思います。また、ご発言の際には、ワイヤレスマイクを用意しておりますので、挙手をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき、部会長が議長となって議事を進めることとなっております。ここからは、部会長に議事進行をお願いします。工藤部会長、よろしくお願いします。

○工藤部会長

それでは、ただ今から部会を始めたいと思いますが、議事の前に少し申し上げたいことがございます。先ほどの部長のお話にもございましたけれども、今日で中間案をほぼ確定させたいと考えております。それで、この後9月中旬に審議会の全体会で中間案の確定をして、パブリックコメントを経て、その後に最後となる第3回目の部会を開催して、ここで最終案を確定させていただいて、全体会での検討の後、答申ということになります。

時間が12時ぐらいまでとあまりございません。ただ、資料は相当豊富にありますので、皆さん大体目を通して来ていただいていると思いますので、ひとつその辺を勘案しながら、円滑なご審議をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは前回の宿題がいくつかあります。1つ目は、米粉の振興は大丈夫かという質問がございました。説明をお願いします。

○農林水産政策室（寺嶋室長）

米粉の振興について資料1-1をご覧くださいと思います。

まず、米粉の現状でございますが、水田をそのまま活用できる新規需要米、特に米粉の生産拡大は水田有効活用の観点から期待されているところでございます。平成21年度の作付状況は52ha、22年度が176haと約3倍増になっております。ちなみに、昨年度の作付面積ですが、宮城県は52haで全国10番目、1位は新潟県、2位秋田県、3位埼玉県という順番になっております。

次のページをご覧ください。2番目といたしまして、米粉の可能性でございますが、国におきましては、輸入小麦が年間500万t消費されておりますが、その1割を米粉に代替すれば年間50万tの米粉が消費できるのではないかという考え方でございます。

こうした考え方に基きまして、資料中ほどの3番目ですが、国の支援措置といたしましては、まず10a当たり8万円の助成が講じられます。また、施設整備の支援ということで、農村活性化プロジェクト支援交付金といった助成が講じられております。また、米粉の商品開発等の支援といたしまして、自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業がございまして、昨年度本県におきましては、この事業を7つの事業者が活用されておまして、交付実績が約2,460万円という状況になっております。今年度もこの事業を公募しておまして、現在までのところ7事業者から応募がございまして、9月30日までの募集でございますので、ぜひご活用願いたいと思います。

次のページに参ります。県内における米粉の取組事例をトピックス的に書いております。県内では、製粉事業者が4事業者あり、小規模な製粉機は3団体において導入されております。また、近頃では大手コンビニとJAみやぎ亘理の連携によりオリジナルパン、いちごジャムパンを販売するといったように、米粉パンの販売は徐々に広がりを見せております。米粉めんは、県内で13の企業・団体が製造販売されているという状況でございます。

こうした米粉の取組事例をさらに進めようということで、県ではこめ粉普及拡大プロジェクト事業といたしまして、今年度840万円の予算を計上しております。宮城こめ粉推進協議会運営事業といたしまして300万円、セミナーの実施、こめ粉料理レシピコンテスト2010を現在募集中でございまして、11月はこめ粉フェアを設定いたしまして、県内でのこめ粉フェアを開催したいと考

えております。もう1枚めくっていただきます。学校給食での米粉利用拡大に向けまして、270万円の助成を考えております。この助成について、市町村にご説明を申し上げたところですが、それに先立ちまして、米粉めんを学校給食で使って欲しいということで、栄養士さんを対象に3カ所で研修会を実施し、66名の参加をいただいたところでございます。また、米粉パンにつきましては、この表に記載されているとおり、年々供給量が増えてきており、平成21年度は140万食となっております。その他、記載されている事業に今年度取り組んで参ります。

以上、米粉の振興でございました。

○工藤部会長

ありがとうございます。宮城県はまだ面積も数量も少ないが需要はありそうだと、支援策もいろいろなものが充実されつつある、そのような説明だったと思います。よろしいですか？あとは現政権が続いて、10a当たり8万円がどうなるかということだけですよ。

それでは、次は県が実施する生産者と消費者の交流事業、これについては農業振興課の方からよろしくをお願いします。

○農業振興課（吉田課長）

それでは、県が実施する生産者と消費者の交流事業についてご説明を申し上げます。資料1-2をご覧ください。ここには、県が主催をしております今年度の農業関係の交流イベントと県が事務局となっている会議・協議会等について掲載をしております。

交流イベントにつきましては、1ページから6ページまでに記述をしておりますが、農業関係各課によるもののほか、圏域に設置しております地方振興事務所においても実施しております。その内訳といたしましては、本庁各課によるものが10事業、地方振興事務所主催によるものが24事業、それから試験場が1事業ということで、計35事業を記載しております。

イベントの内容は、みやぎまるごとフェスティバルを始めとする展示即売、セミナー、あるいは講演会等による啓発、農業体験学習や生産現場の視察と意見交換など、多様な内容となっております。

次に7ページ以降でございますけれども、生産者と消費者がともに構成員となっている会議なり協議会につきましては、本庁各課が所管するものは8団体、地方振興事務所が所管するものは6団体となっております。内容といたしましては、食材王国みやぎ推進パートナーシップ会議、あるいは宮城こめ粉推進協議会などとなっております。

資料に記載されておりますとおり、県が直接関与している交流イベント等ということで、その取組状況をお示ししておりますけれども、消費者と農業者がお互いの想いを語り合う、あるいは伝え合う機会がまだまだ不足していると考えております。今後は、県が主催するだけでなく、多くの団体や生産者の皆さんが話し合える場作り、あるいはワークショップなどを通じ、一過性ではなく、リピーターがサポーターとなるような関係、そのようなものの構築に向けて、食と農を互いに支え合う、そして信頼関係を構築できるような取組、あるいはその有り方について検討していかなければならないと考えております。

交流事業については以上でございます。

○工藤部会長

ありがとうございました。数はたくさんあるということで、後で優先的に取り組む事項等でも説明があると思いますが、今お話があった相互理解をもう少し自主的に推進するような、そのような事業を仕組みたいということのようですので、後でご議論いただきたいと思います。

それでは、次は3つ目の県のマーケティングの考え方についてということで、食産業振興課によりしくをお願いします。

○食産業振興課（阿部技術副参事）

食産業振興課からお答えします。県としましては、これまで米、牛肉、豚、それから園芸作物について、生産者団体、農協、事業関係者と連携して販売面の支援活動を行って参りました。

これからの個々のマーケティングについてですが、基本的には事業者自らが行うものと考えております。県の役割としては、事業者が行う個別のマーケティングへの支援、マーケティングの必要性に対する啓蒙活動など、そのような組織づくりの支援を考えております。

マーケティングを進めていく中で、首都圏における消費者に対するアンケート調査の実施、アンテナショップを活用したニーズ把握の支援、商品開発に対する補助などによる新しい商品づくり、優良県産認証制度、物産展などによる広報宣伝活動を行うことで進めていきたいと考えております。以上です。

○工藤部会長

ありがとうございます。これについても、後で中身の方でご議論いただきたいと思います。

次は、CO₂削減についてどうぞ。

○農産園芸環境課（大久保課長）

農産園芸環境課の方からご説明申し上げます。資料の1-3をご覧ください。国では、二酸化炭素排出量取引の国内統合市場の試行的実施というものを平成20年10月に決定しておりまして、これを受けまして、この表にございますが、共同事業として排出削減事業者が排出削減事業共同実施者から資金や技術などの提供を受け、排出削減の実行によりまして国内クレジットの提供を受けるものというようなことになってございます。

これまで、農業関係者からの申請が33件ございました。そのうち、計画が承認されたのが28件、モニタリングを受けて実際国内クレジットとして認証されたのは8件でございます。内訳を見ますと、木質バイオマス暖房機の新設が2件、ヒートポンプの導入が6件ということでございまして、品目を見ますとブロイラー農場1件、花き栽培施設3件、野菜栽培施設4件となっております。

資料の裏面に具体的な事例として、大分県のバラ栽培農家におけるヒートポンプの導入事例が記載してございます。

この排出量取引には課題がいくつかございまして、個々の生産者の排出量はそう大きくないというものですから、やはり農協等の部会単位の大きな取組が必要である、買い手を見つけるためのマッチングが必要である、第三者モニタリングではコスト負担が大きいということです。それから、これまでCO₂取引だけだと思われていたのですが、数日前の日本農業新聞を見ますと、一酸化二窒素も対象になっているようでございます。排出削減方法では、農業分野で見ますとヒートポンプや木質ペレットボイラー、LEDを使ったものでは、他の産業分野と比べますとフォローが少ないということですし、導入に多額の費用を要するというところでございます。

県としても二酸化炭素の削減は進めてきておりますけれども、いろいろ検討を要することと思っております。ただ、こういった施設農家、きのこ農家がヒートポンプ、木質ペレットボイラー、LEDを補助事業等で導入する際には、この制度の周知というものも図っていきたいと考えております。以上です。

○工藤部会長

ありがとうございます。大々的に言われている割には、取引事例は少ないということですが、例えば環境保全型農業に取り組んだら農地に対する二酸化炭素の貯留が相当金になると、その量を確定できれば面的に取引が成立する可能性もあるということで、少し注意しながらこの制度の行く末を見守っていく必要があるでしょう。つまり、環境に貢献することなので、農業サイドで利用できるものは何でも利用したら良いと思います。今は部分的な段階ということです。

次は、いよいよ本日の資料に基づいてご議論いただきたいと思います。まず最初に、資料2-1から2-5、参考資料まで含めていくつかございますので、一括して概略の説明をお願いします。

○農業振興課（吉田課長）

それでは、新たな基本計画の素案についてご説明申し上げます。その前に、大変申し訳ございませんが、本日の資料の中に参考資料という形で入れておりますので、これについて説明させていただきます。

これは、前回4月の部会で皆様方から基本計画に関していただいたご意見がございました。その35の意見を整理し、対応方針について一覧として載せさせていただきました。

具体的な取組に関するご提案につきましては、この計画を推進する事業の中で活かしてまいりたいと考えております。また、資料の1番上ですけれども、カテゴリー、計画全般と書いておりますが、意見の内容の中で宮城県として何を重点にという質問もございました。この件につきましては、後ほど資料2-5でご説明させていただきます。

それでは、資料2-1の計画素案についてご説明申し上げます。計画素案は全体で46ページの大冊となっておりますので、内容につきましては資料2-2の概要版に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、全体の構成でございますが、全部で6章の構成となっております。ここでは、各章とも第2期計画に新たに盛り込んだ内容につきましては、下線を引いて区分をしております。

第1章では、「基本的な考え方」として、計画の趣旨、性格、期間について記載しております。

第2章は、「宮城県の農業・農村に関する現状と課題」ということで、本文では2ページからとなりますが、ここでは現在の課題となっております農業産出額の低迷、農業者の減少と高齢化、耕作放棄地の拡大などに加えまして、農村集落の機能の低下、あるいは食料自給率向上への意識の高まりといったところの特徴的な動きを記載しております。

第3章は、「計画で目指す将来の姿」を記載しております。本文では11ページからとなります。農業を若者があこがれる魅力ある産業にすることを掲げ、食、農業、農村の将来像を記載しております。また、農業・農村に関する数値的な見通しと生産努力目標を記載しております。数値目標に関しましては、後ほど資料2-4で詳しくご説明申し上げます。

第4章は「施策展開の基本方針」でございますが、条例で定める4つの目標ごとに記載しております。本文では18ページからとなりますが、ここでは、施策を展開する上で共通する重要な視点ということで3項目ほどお示ししております。

次に第5章ですが、ここには「施策の推進方向」として、14の施策ごとの背景と課題、推進方向を記載しております。本文では20ページからとなりますが、この施策の項目においては、第1期計画と比べ一歩踏み込んで記載をしている部分は、施策7の「水田有効活用の推進」の中の食料自給率の向上を踏まえた内容の部分、それから、施策9の『「食材王国みやぎ」による販売戦略の展開』、これは販売戦略に主眼を置いた内容ということで設定をさせていただきます。

それから、計画素案の本文には入れておりませんが、部長のあいさつにもありましたよ

うに、今後優先して取り組むべき項目ということで掲載して参りたいと検討しております。内容につきましては、資料2-5でご説明をさせていただきたいと思っております。

最後に、第6章は「圏域計画」でございます。ここには、県内7圏域において今後力を入れて取り組むべき事項、重点推進事項でございますけれども、そのようなものを記載しております。本文では40ページからとなっております。以上が、基本計画の構成でございます。

続きまして、本計画の数値目標についてご説明いたします。申し訳ございませんが、もう一度資料2-1の本文を開いていただきたいと思いますけれども、13ページをお願いいたします。ここには、農業・農村の見通し・目標について記載をしております。

まず、13ページの農家戸数及び農業就業人口等については、こちらには5年ごとの農林業センサス、及び国が示しております農業構造の展望をもとに試算をいたしました。農林業センサスの数値につきましては、本年2月に調査をしているところでございまして、現在は平成17年のものを使っておりますけれども、新しいデータが発表され次第、見通しの数値についても一部変更することとなりますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

次に、13ページ下段の農業産出額でございます。農業産出額は、生産努力目標に品目別の農家庭先販売価格を乗じたものを合計したものとなっております。その積み上げといたしまして、平成27年には2,000億円、平成32年の目標額につきましては2,015億円と算出させていただいております。

次に、14ページから16ページにかけてご覧いただきたいと思いますけれども、主要品目の生産努力目標を作付面積、飼養数、生産量でお示ししております。水田を有効活用するとともに、稲作、園芸、畜産のバランスを図り、全体として食料供給力を高めていくという方針を踏まえての算定としております。

また、16ページの下段には、生産努力目標に基づく品目ごとの自給率の目標を示しております。県では、宮城の将来ビジョン第2期計画の目標といたしまして、平成25年に県内食料自給率85%を目指しておりますけれども、ここではそれを達成するための農業分野における品目ごとの自給率を示しております。水田を有効活用し、大豆、小麦、あるいは新規需要米の生産を拡大することにより、食料自給率向上を図って参りたいと考えております。

次に17ページですが、ここには農地の見通しについて記載をしております。農地の整備につきましては、中核となる担い手への農地の集積を基盤整備と併せて行うということを踏まえて、地域の要望等を考慮しながら算定してございます。

続きまして、施策の推進方向について説明をさせていただきたいと思っております。資料2-3をご覧いただきたいと思います。ここでは、検討のポイントのみ説明を申し上げます。

最初に、施策3の「食と農の相互理解の推進」でございますが、ここでは「(1)地産地消の推進」を始め、3つの推進方向といたしております。交流機会の拡大及び情報発信の強化につきましては、観光業と連携した産地見学、あるいは作業体験等々、食育に取り組む人々等の情報伝達媒体との連携、そのようなものを活用させながら取り組んで参りたいと考えております。なお、この施策項目につきましては、内部で検討いたしましたところ、「『食と農』という部分がわかりにくい、むしろ『消費者と農業者の相互理解の推進』のようなタイトルではどうか」というような意見もございました。この件につきましては、後ほど皆様からご意見を頂戴できればと考えております。

続きまして、2ページの施策5の「活力ある担い手の育成・確保」についてですが、ここでは「(1)地域農業の中核となる認定農業者や集落営農組織等の経営安定化と発展」と、これを含めまして4つの推進項目を示してございます。地域農業の中核となる認定農業者、あるいは集落営農組織、これらにつきましては、現計画にもございましており、施策の集中化と重点化、その支

援体制の強化を図って参りたいと思っております。それから、新規就農者の確保・育成につきましては、実践的な研修制度の充実、あるいは雇用先となる農業法人の経営強化の支援など、農家出身者以外の新規就農者や、雇用による就農者の確保というものを視野に入れながら取組をして参りたいと思っております。また、異業種からの農業参入の促進につきましては、地域の受入体制の整備、相談窓口の設置、研修会の開催等々の取組を考えております。

次に3ページをお開きいただきたいと思っております。ここでは、施策7の「水田有効活用の推進」についてであります、「(1) 売れる米づくりの推進」を始め、3つの推進方向といたしております。売れる米づくりにつきましては、生産コストを低減するとともに、地域の特色ある米づくり、あるいはJAグループが推進しております「環境保全米づくり全県運動」、こういった取組を支援して参りたいと考えております。また、米粉や飼料用米の生産拡大につきましては、多収品種の選定と生産振興、戦略的な販路拡大等々の取組を図って参りたいと考えております。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思っております。4ページの施策9「『食材王国みやぎ』による販売戦略の展開と食産業の振興」についてでございます。ここでは、「(1) 販売機会の拡充とプロモーションの展開」を含め、4つの推進項目を示しております。販売機会の拡充等につきましては、県内に向けた販売プロモーション、東京アンテナショップの活用、首都圏を対象とした外商活動などに取り組みます。また、食品製造業の振興として、商品開発の支援、販路開拓やマーケットニーズの把握などを支援して参りたいと考えております。

次に5ページをご覧くださいと思っております。施策13「連携と地域資源の活用による農村経済の活性化」でございますが、ここでは2つの推進方向を示しております。1つは「農業と商工業、観光業との連携」でございますが、農業者と商工業者等とのマッチング機会の提供、地域資源を活用した観光商品の開発促進などを図って参りたいと考えております。それから、「農業を核とした多様なコミュニティ・ビジネスの振興」につきましては、県内の成功事例の紹介による地域住民への啓発、あるいは集落におけるリーダーの育成、農業者と地域をつなぐコーディネーターの養成・活用等に取り組んで参りたいと思っております。また、こうした取組を通じまして、農村への定住を促進して参りたいと考えております。

続きまして、各施策の推進指標ということで、資料2-4をご覧ください。推進指標につきましては、14の施策の取組がどの程度進んでいるかを測定するものであり、成果として評価ができ、かつ客観的な数値が把握できるものということで指標を設定させていただいております。これまでのご審議では、推進指標に関して、例えばですけれども「食と農の相互理解に関して、学校における取組だけではなくて、県民全体を対象としているものは無いのか」、あるいは「食産業の振興や地産地消の取組について、食品製造業における県産食材の活用状況とできないか」といったご意見をいただきました。そして、内部でも検討を重ねてまいりましたけれども、その結果ですが、このようなご意見をいただいたものにつきましては、施策の成果を図るものとして計画本体に盛り込む客観的な数値の把握が困難であるなど、今回の指標には加えることはできませんでしたが、実際の事業を進める中で、評価のポイントとして取り入れまして、数値化できるデータとして、今後把握に努めて参りたいと考えております。

それでは、今回掲げております指標でございますが、全部で37項目ございます。そのうち、第2期計画で新たに設定をし、特徴的な指標というものについて申し上げたいと思っております。施策1では、第三者認証GAP、これは農業生産工程管理でございますけれども、こういうGAPへの取組農場数、それから、家畜伝染病の発生率というものを指標として入れ込みたいと思っております。施策4でございますけれども、ここではアグリビジネスについて書いておりますが、これまでは経営体数だけを入れておりましたが、ここからは販売金額も盛り込みたいと思っております。それから、施策5では異業種からの農業参入件数というようなもの、施策7では品質優

位の観点ということで米・麦類・大豆の上位等級比率，そして新規需要米の作付面積，施策8では園芸・畜産の産出額を明記したいと思っております。それから，施策9では食料品製造業の出荷額，施策10では産学官連携によります共同研究課題数，施策12では農村環境保全等の協働活動に参加した人数，最後，施策13では農産物直売所推定売上額を，今回新たな指標として掲げております。この辺につきましては，後ほど委員の皆様方にご意見・ご検討を願いたいと存じます。

続きまして，最後の資料でございますが，資料2-5をご覧願いたいと思います。ここでは，資料の右側の方に，優先的に取り組む事項の案を示しております。なお，これまでご説明をいたしましたけれども，14の施策につきましては，全て計画的，総合的に展開してまいります。ここには，今後3～5年後を想定し，より緊急度，あるいは優先度の高い事項として，4つの優先的に取り組むべき事項として提案させていただきました。第2期基本計画では，「若者があこがれる魅力ある農業」の実現のために，「収入拡大」，「多様な経営展開」，「やりがい」というものを掲げております。これらに着目するとともに，今まで本審議会におきましてご議論を踏まえ，当面，県として優先的に取り組むべきものをここに検討をし，また，皆様方にご検討いただければと思っています。

簡単に申し上げますが，まず第一に先ほど申し上げました，農業者と消費者との距離を近づけていくことが重要であると考えております。審議会でも，「消費者の視点」，あるいは「消費者の理解」，「消費者参加」といったキーワードをご提案いただきました。そのようなことを踏まえながら，今後，消費者の関心を「食」から，さらにその背景となる「農業」まで深めていただく取組が重要になってくると考えております。

次に，農業の魅力伝えるためには，農業の現場で働いている人々が生き活きと自分の能力を発揮していることが求められます。そういう意味で，こうしたビジネスモデルとなるような担い手を増やしていくこと，積極的に多様な人材を確保していくことが今後重要になるということ。担い手の育成・確保については考えております。

また，3つ目ですけれども，農業の魅力の実現のためには，「商品」である生産物が，農業者が自信を持って売り込むことができる，そういう「力」を持つことが重要であり，優良な生産基盤を最大限に活用しながら，魅力ある生産物づくりを行う必要があると考えております。県全体として競争力のある農業産物へ生産振興を掲げております。

最後になりますけれども，多様な経営展開を図る上では，農業・農村が有する地域資源を守りながらも，時代の要請を敏感にとらえ，新しい価値観を取り入れていくという姿勢が必要となります。農業・農村が持つ「食料の供給」，あるいは「多面的機能」といった原点を忘れることなく，一方では他産業と連携しながら新しい価値を生み出す取組ということが求められております。

以上のことから，「食と農の相互理解の推進」など4つほど掲げております。これらの優先的に取り組む事項につきましては，これから皆様方にご議論をいただきまして，この内容がふさわしいか，それから取り組むべき事項としてよろしいか，その辺のご意見を賜りたいと考えております。

少々長くなって申し訳ございませんでした。私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくご検討のほどお願い申し上げます。

○工藤部会長

ありがとうございました。新しい計画の骨子について，それから重点的な取組についてご説明いただきました。

それで，今から具体的に皆様のご意見をいただきながら検討していきたいと思っております。資料としては，さっきの資料2-3というのがございます。これが，14の施策についてそれぞれ中身

を詳しくコンパクトにまとめております。したがって、まず最初にこの施策の14について、それぞれこういうことでよろしいのかどうか、もう少しこういう点を入れ込んだらというようなご意見をいただきたいと思います。併せて、本文もありますので横並びでご検討いただければと思います。これをひと通り終わった後、最後の説明にあった優先的に取り組む事項が4点ございますが、これについてご検討いただければと思います。

ざっとやるにしても多岐に及んでおりますので、まずは資料2-3の消費者が求める安全・安心な食料の安定供給に関わるその辺から議論したいと思います。施策1、施策2、施策3それぞれ並んでおりますけれども、この3点について、アンダーラインが引いてあるのは第2期計画に新たに盛り込む内容で、括弧して取組としては既に実施しているものを含みますというのは、既にやっているものがこの中にあるという意味のようです。ただ、特徴はこのアンダーラインの辺りに出てくるのではないかと思います。まずは施策1、2、3について、どれでもよろしいのですが、ご意見ありましたらどうぞ。キーワードがいっぱいありますから、ほとんどが入っていると言え入っているのですが。

○千葉委員

施策2の環境にやさしい農業の推進の中で、環境負荷低減技術の確立と普及がございますが、この資料の前にいただいた資料によると、県が平成21年に有機農業推進計画を作成して推進するという話が見えたので、その文言がここには無いのですが、それはまだ早いと判断したのかどうか、その辺りをお聞かせ願いたい。

○工藤部会長

有機農業の取り扱いがどうなっているのかという話ですが、事務局はどうですか？

○農産園芸環境課（大久保課長）

有機農業の取り扱いにつきましては、一般に慣行農業があって、次が2~3割農業資材を削減するエコファーマー、それから5割以上削減する県の認証制度等が行われていると、さらに環境負荷低減、資材低減という意味からしますと有機農業があるという位置づけになってございまして、先ほど委員からお話ありましたように、昨年10月に有機農業推進計画を県が作っております、すでに300haほど有機栽培に取り組んでいただいておりますけれども、その辺りの拡大というのも環境保全型農業の中で取組拡大、そして消費者の方々にも理解していただくような進め方をしていきたいと思っております。

○農業振興課（吉田課長）

今の関連になるのですけれども、本文の21ページの中に、今説明した内容も含めまして、宮城の有機農業推進計画に基づいて取組を推進して参るということで、2行ほど書き込みをさせていただいております。

○工藤部会長

よろしいですか？その他ございましたらどうぞ。

○伊藤（秀）委員

3点お願いしたいと思います。

第1点目は第三者認証のGAPなのですけれども、6農場から始まって平成32年には15農場と

ということなのですが、これは数字的に目標値としてはどんなものかなと。もう少しというか、かなり多い数字に必然的になっていくような気がするのですが、ご検討いただきたいと思います。

その下、家畜伝染病の発生率というようなことがございますけれども、これはここで指標として示すものでは多分無いとは思いますが、指標値0は0でよろしいかとは思いますが、もしですね、宮城県にそういう家畜伝染病が発生した場合の対応策みたいなところを、今、国で検討されていると思いますが、その辺の序段ぐらいをどこかに載せていただければと思っております。

あと、最後に3つ目は、施策3の食と農の相互理解の推進でございますけれども、これは吉田課長が今申されましたように、消費者と農業者というように置き換えた方が非常に分かり易くてよろしいかなと思います。以上です。

○工藤部会長

GAP取得農場の数がこれでいいのかということなのですが、この点はいかがですか？農場数というのはどういう意味ですか？経営体数ですか？

○農産園芸環境課（大久保課長）

農場数というのは経営体ということで捉えていただいて結構だと思います。

それで、第三者認証ということなのですが、普通、GAPというのは栽培履歴の簡易的なものから段々ステージなどいろいろな段階がありますけれども、今回の第三者認証につきましては、いわゆるJGAP、もしくはグローバルGAPというような形で非常にレベルの高いところ、いわゆる輸出も狙えるという形の第三者認証の農場数を出させていただいております、現在6つの農場が取っているということですから、かなりハードルが高いかなということで、ちょっと厳しいというか少なめの数字にさせていただいているような状況です。本来であれば、まだまだこの倍以上とかもっと多くなればということは当然ながらございます。

○工藤部会長

将来展望との間にギャップがあるのではないかという質問なので、エコファーマーも少なく計上して、その後ボンボン増えて達成率何百%となっていますので、環境時代と言われる中で、確かにハードルは高いと思うのですが、もう一回事務局の方で検討してみてください。

○伊藤（秀）委員

GAPについては、ハードルが高いというお話は、現状からすると高いとは思いますがけれども、多分10年の計画の中では、それを当り前の状態にしていかないと消費者の皆さんにご理解いただけないという、そういう姿というのが直近にもう見えておりますので、これは逆に推進というか、農家自らがこういう方向にシフトするというのがもう分かっているような気がするのですよ。私どもが関わっている日本農業法人協会というのがございますけれども、今年からですね、日本GAP協会と連携をすることを決定しております。よって、農業法人1,730社ですが、ここには今から集中的に情報が入りますし、そういうノウハウも入ってくるということに今年からなりますので、10年見通しますと、5年ぐらいのところはかなり増えてくる、そのように見通せますので、是非数字の方は修正していただければと思います。

○工藤部会長

以上ご検討ください。

家畜伝染病発生率は0が当然だろうけれども、何か起きた時にどうするのと。文言的なことは

計画の中にどこかございましたか？

○農業振興課（吉田課長）

文言的には21ページの中に、（2）の品質及び衛生管理の高度化というようなことで、BSEはじめ今回の口蹄疫という部分の防疫検査体制を継続するというような形で書き込みをさせていただいております。

○工藤部会長

多分、宮崎の口蹄疫問題のあの対処の仕方を念頭に置きながら、宮城県で口蹄疫は起きて欲しくないのでしょうか、いろいろな伝染病に関するそういう問題が発生した場合の緊急の対応策というのがきちんと体制ができているのかどうか、今から必要なところを固めるのだとすれば、具体的な文言を書き込んで良いのではないかなという、ご意見だと思うのですが、どうぞ。

○畜産課（清和田課長）

先ほどの説明のように、21ページには載ってございますけれども、具体的に初動体制はどうするというような部分について、少しここに書き加えさせていただきたいと思います。

○工藤部会長

他にございますか？

○沼倉委員

第三者認証GAPのことなのですが、宮城県でも進めていくということですが、いろんなJAや、生協もそうなのですけれども、GAPに取り組む人達のところで少しずつ違いがあるかと思うのですが、生産者のところではいろいろなGAPがあって、非常に分かりにくいというか、混乱するという部分も聞いているのですけれども、宮城県としては、そういうGAPを作っていくのか、ということは考えていらっしゃるのでしょうか。生協でも、日生協が進めるGAPというのがありまして、生協の産直生産者はそれに従っている訳ですね。そういうところで少し県が進めるGAPと、もう既に取り組んでいるGAPと少しギャップが出てくるのかなと思うのですが、そのところはいかがでしょうか。

○工藤部会長

環境保全型農業の認証についても同じような問題があって、いろいろな進め方をして今日に至っていると。県は県でやっている。県でやりますか？

○食産業振興課（阿部技術副参事）

GAPなどの表示の方法も含めまして、分かりにくいという意見をいただいておりますので、改善していきたいと思います。

○工藤部会長

GAPと言っても何なのか、Good Agricultural Practiceか何かの略ですよ。日本語で表現しないと何かギャップがある。検討してください。県の独自の認証も含めて検討するかどうかということですから。

○伊藤（秀）委員

沼倉委員がおっしゃっているのは、JGAPやグローバルGAP、あその他のGAPがいっぱいある中で、どのGAPを言っているのですかということ。

○沼倉委員

これから取り組む人は、どこに入れば良いのか。

○工藤部会長

検討してください。

それと、施策3の食と農の相互理解の推進は、消費者と農業者という文言の方が良いだろうことなので、それはそのように訂正していただきましょうか。

○農業振興課（吉田課長）

分かりました。

○沼倉委員

あと1つ、食育の推進のところなのですけれども、県としてはなかなか提言するのは難しいかなとも思うのですが、日本型食生活というのが、宮城県の農業、水産業にとって非常に重要なキーポイントではないかと思うのですね。米を食べることでお味噌も納豆も梅干しも、というような需要が生まれてくるかと思うのですけれども、それを前面に押し出すということは無理だと思うのですけれども、そういうニュアンスの文言をどこかに潜り込ませられないかと感じました。

それともう1つ、食育の推進のところ、食育を推進する人材の育成というところに線が引かれて斜めになっておりますけれども、この素案のところには盛り込まれていないのですけれども、もしできれば、少し形として盛り込んでいただければいいなど。日本食の推進も、こういう方たちが担える分野でないかなと思いますので、もし入れられたら入れていただければと思います。

○農業振興課（吉田課長）

この辺につきましては、他部との協議もしましていろいろ検討しております。そういうことで、ニュアンス、文言の追加等々については検討させていただきます。

それから、食育を推進するための人材の育成という話ですけれども、この件につきましては、本当に短いフレーズなのですけれども、本文23ページに入れさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上です。

○工藤部会長

よろしいですか。それでは次のマーケットインによる競争力と個性のある農業の持続的な発展、施策としては4、5でしょうか。4、5についてご検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○望月委員

まずは、前回と比べてかなりこのマーケティング、あるいはマーケットインという要素が強くなっていて、本当にありがとうございます。やっぱり売っていくところがまずは重要だということに思っています。

ちょっと他の資料との兼ね合わせでご説明させていただきたいのですけれども、資料2-1の13

ページの1番で、ここの人口の見通しを見た時に、かなり危機感がございます。今の農業の平均年齢が65歳と聞いているのですけれども、この平成32年の就業人口の数を見た時に、13ページの下の平成32年の農業産出額は現在よりもさらに上げていく、こういう計画ですので、就業人口を目標に掲げる必要はないと思うのですけれども、やはりこの就業人口が減っていく中で売り上げを上げていくという、こういう計画だということをまず共有した方が良いと思っています。具体的な資料2-4に書かれている施策5の数値目標ですと、多分、平成21年と平成32年を比較する中で、農業法人が332法人から530法人ということで、かなり県としても力を入れているということと、異業種からの農業参入が平成32年ですと37件ということで、あと女性起業家もかなり数値が大きくなっていくので、多分先ほどの見通しの中の就業人口がかなり減っていく中で、こういう経営体、あるいは企業の新規参入みたいところで、売り上げをしっかりと確保していくのかなというふうに感じております。就業人口を目標数値化するというのは、例えば異業種参入ですと、そこの企業の従業員の数とか、そういう要素も入ってくるので難しいと思うのですけれども、今現在ではこういう状況だということの共有認識をしっかりとしていく必要があるのではないかなという感じはします。特に施策5の、まさに基本計画のタイトルにもありますけれども、いかに若い人達をこの農業、あるいは食という産業に今後引き入れていくかということが全体に必要な方向性なのかなというのを改めて認識した次第です。

ひとつこれはご提案ではあるのですけれども、今、弊社の方でも農業研修のいろいろな事業とか、あるいは新規就農につながるような事業をやっているのですが、大人になって、急に意識し始めてもなかなか難しいのですね。先ほどの施策3のまさに食農教育とか子供たちの農業体験という中に、キャリア的な要素も組み込んでいく、あるいはそういう目的も組み込んで、この施策5に社会人になった時に農業というものをしっかりとした心構えで新規就農してもらうような、このつながりをこの中に文言として入れていただいても良いのではないかなという感じがします。

やっぱり憧れだけで応募してきても、なかなか現実に入るとあきらめてしまうケースが多いのですよね。そういう意味では、子供の時に楽しいという思い出だけではなくて、やっぱりしっかりした意味合いとか、将来的に自分が農業とか食産業に入りたいという思いを持たせるような何かしらのメッセージを伝えていければと思います。食農教育にはそういう目的も当然あるとは思いますが、施策3の子供達の部分と施策5を連携していけるような取組ができればというふうに思っています。以上です。

○工藤部会長

農業就業人口とか農家戸数は目標というよりは見通しという格好であげていて、そういう中でどうするかという、そういう制度設計になっていると思いますので、おっしゃるように農業法人だとか、あるいは新規参入だとか、こんなようなところでカバーしながら産出額を上げていこう、そういうシナリオになっていると思います。

後半の方は、結局小さな子供達を対象にしたいろいろな事業が農業の新規就農による担い手につながるような、キャリアにつながるような、そういう仕組みがどこかに盛り込めないかと。今回、子供達という訳ではないのですが、農業大学の広報強化と教育内容の充実とか、新規就農者の教育とか、結構そういう力点を置いて書き込んでいるのですが、ただ一定の年齢層以上の人ですよね。高卒以上になっちゃうのですよね、社会人も含めて。子供達からずつつないでいくというのは、これは非常に難しいと思うのですが、何かございますか？

○農業振興課（吉田課長）

今、工藤部会長に言っていただいたように、私どもの方で新規就農者の確保に向けては、ステージごとの取組ということで、例えば小学校、中学校であれば、教育庁等々と連携をしながら、学校の先生方の教育をして、それが結果的に学校田みたいな形で子供達に体験をしてもらう、そういうふうな段階、あるいは高校、大学校につきましては、今部会長がおっしゃっていただいたような形、あるいはそういう展開の中で、やはり先ほど申し上げましたようなステージごとの取組は今後とも進めて行かなくてはならないと思っております。ですから、その辺の書き込みを、もう少し検討させていただければと思っております。現況としては、ある程度取組を進めている部分でございます。以上です。

○工藤部会長

よろしいですか。かといって、農業高校をまた3つぐらい作れと言っても難しい話ですので、ステージごとのレベルアップみたいなものを活用しながら、順次ということになりそうです。他にございますか？

さっき限定的に言いましたが、マーケットインは施策4から10まで関係しているのですね。全部含めてどうぞ。大体のことが書き込まれていると思いますけれども、なお何かございましたら。例えば、基本計画素案の17ページの農地の整備面積、その前に農地の面積というのがございますが、国の方でも農地法改正、基盤強化法改正等々で、農地の目標面積をかなり書き込むということになっておりますよね。461万か462万haで現行とあまり変わらない面積を想定しているようですが、県の農地面積は平成21年が136,600haに対して129,950haと相当減る計画になっておりますけれども、県レベルでの確保すべき農地面積を積み上げて、国の461万あるいは462万haになるのかならないのかその辺はよく分かりませんが、そういう今の新しい法律との調整というのはご検討された上でこの数値が出てきたのかどうか、そこだけちょっと教えてください。

○農業振興課（吉田課長）

ここでは、第5次の宮城県国土利用計画で設定しております平成32年の数値を使ってございます。その数値を、平成21年度と比較しますと、水田が4.5%、畑が6.6%減ということで、その国土利用計画を分母に、ここでは数値を入れさせていただいている。ですから、工藤部会長のご指摘の部分については、もうちょっと今後照らし合わせながら検討して参りたいと思います。

○工藤部会長

多分そこは具体的に問われると思うのですよね。それと、耕作放棄地の解消についても、どの程度推進するのか。データは出ていますか？宮城県にも耕作放棄地が結構ありますよね。国には38万haぐらい耕作放棄地がありますが、全面的に見直しをすると、不活用農地だけでなく全部見直すと。できるものはできるだけ復帰させるという方針のようですが、それを受けた宮城県の農地政策、耕作放棄地解消策というのはどうなりますか？

○農業振興課（吉田課長）

平成17年の農林業センサスで見ますと、宮城県の耕作放棄地面積は8,765haとなっております。これは、全体の耕地面積からすると6.4%だったと思います。ただ、山奥の畑も含めた全体の耕作放棄地ということよりも、当面、転作等々も含めてですけれども、平場の不作付地を解消していきたいということで、計画の中に定めながら取り組んで参りたいと思っております。具体的には、国土利用計画で設定しております耕地面積、過去10年間のトレンドから推計した作付け延べ面積から割り出す耕地利用率を推進指標として設定しております。先ほど申し上げましたように、不

作付地への取組につきましては、新規需要米、加工用米のようなものも含めまして作付地が減らないような形で展開をしていくことを念頭に置きながら、取り組んで参りたいと思っております。

○工藤部会長

他にどうぞ。

○熊谷委員

施策7の水田の有効活用という文言なのですが、ここでみると、出てきている指標として「1等米比率」、それから「小麦等の1・2等比率」、品質をみた形なのですが、これで果たして水田の有効活用というような指標になっているのかどうか。新規需要米の作付面積というのは、確かにそうなるだろうと思えますけれども、1等米の比率が云々ということで有効に活用されていると、水田というものができているのかどうかという気がいたします。特に下の方は転作作物の等級比率というような形ですけれども、このようなものが果たして指標になるのかどうか、この文言からですね。農地の有効活用であれば分かるのですが、水田ということになるとどうなのか。逆にこういったもので転作面積を減らしていったら、できるだけ新規需要米の作付面積を増やせるというようなことが有効活用ということではないのかなという気がいたします。

それから、1等米の比率でありますけれども、1等米比率は選別でいくらでも調整できるのですけれども、食味ですとか、そういう別の指標の方が逆に水田農業という意味ではもっと良いのではないかなという気はいたしております。その辺りはいかがでしょうか。

○農産園芸環境課（大久保課長）

水田有効活用というお話の中で、先ほど農業振興課長もお話ししましたけれども、現在水田面積が約11万ha弱ある中で、生産調整面積が36,000haほどございます。その中で、作物的内訳をみますと、約9,000haほどが調整水田、もしくは管理休耕等々になっているということでございますから、まずはその辺を食料自給率向上の観点、所得向上の観点からしても、新規需要米とか加工用米の作付けを増やしていきたいというふうに考えております。

それから、もう1つの方の今の1等米比率、いわゆる外部品質ですね、見た目だけの品質という、これも非常に大切なのですが、その中でやはり食味というものもきっちり打ち出してあげなければいけないというようなことで、各農協さんが、今、食味値等を出荷する中でいろいろと検査しながら食味値を上げていく、蛋白含量を減らしていくという取組をしております。今お話ありました食味値については、どのような盛り込み方ができるかということは検討させていただきたいと思っております。以上です。

○工藤部会長

よろしいですか。他にどうぞ。

○白鳥委員

資料2-1の16~17ページの先ほどの面積と数字の関係なのですが、先ほどのおり水田の面積がどんどん減っていく中で、16ページの米の生産量で平成20年より27年、32年と面積が減っているところで生産数量の方が増えていることの整合性と、平成32年に105,760haで生産量が401,526tということで、非常に生産性が悪いのですね、収量的に。多分、減反の率があるから落ちていると思うのですが、その辺の資料を提供する時に、減反率を勘案するとか、そういうとこ

ろがあってもいいのかなという感じなのですが、その辺よろしくお願いします。

○農業振興課（吉田課長）

考え方は、いわゆる主食用米については生産調整がございますので、その部分を勘案した形での栽培面積というふうにしてございます。それから、同じ米でも米粉用米とか、あるいは加工用米というような米もございます。これらにつきましては、生産計画も含めまして増加をしていくというようなことで、プラスという形でここでは数字を書き込んでいるということでございますので、今、委員がおっしゃるような転作の状況等々、あるいは政策との関係も加味をさせていただいた形で数字を入れているということでございます。

○工藤部会長

その辺の内訳を注か何かには書き込んでもらおうと、読んだ人が分かりやすい。

○農業振興課（吉田課長）

分かりました。

○白鳥委員

今のお話ですと、主食用と新規需要米等も含まれているということなのですが、単純計算で10a当たり何kgぐらいの生産量を見込んでいるのですか？ちょっと低いような感じがするのですけれども。

○農業振興課（吉田課長）

米につきましては、現況が522kgなのですが、主食用米については540kgで計算させていただいています。それから、米粉用米なり加工用米につきましては、国の基準が650kgになっておりますので、その数字を採用させていただいているということです。

○白鳥委員

それでこうなるのですか？

○農業振興課（吉田課長）

そうですね。そういう試算になっております。先ほど工藤部会長がおっしゃいましたように、こういう形の中で工夫をさせていただきたいと思えます。

○伊藤（秀）委員

2点お伺いします。

資料2-1の25ページに、6次産業化と農商工連携施策の充実というのがあるのですが、6次産業化につきましては、自分で農家が取り組むということによろしいのですが、農商工連携につきましては、連携先というのが出てくる訳でございます。その中で、今経産省が中心にやっております農商工連携の実績を見ますと、東北全体でもまだ100を超えていないという話を聞いておりますが、そのネックとなるのが我々農家自身かなと思っております。その農家がなぜ前向きに取り組むができないかという、もともとの村社会というのもございますし、それから商習慣というのもございます。その前提のもとに、農家が一步前に出られないという現状がありますので、ここはやはり行政の方である程度支援というか後押しをしていただけるような、そういう

取組というのが必要ではないかということが1点です。

それから33ページなのですが、宮城の食ブランド化推進方針というのが、私も認識不足で分からなかったのですが、この辺ご説明していただければと思います。

○農林水産政策室（寺嶋室長）

まず、農商工連携の関係でございますが、今ご指摘いただきましたとおり、やはり農家の方々が、一歩前へというようなことで、今年県では、農商工連携加速化推進プロジェクトということで、地方振興事務所や試験研究機関などが中心となりまして、農家の方々へのアプローチを強めていこうということで、商品開発やマッチング機会の提供、あとは異業種の方々との交流を深めるということで、現場視察会等の企画、そういったことで農商工連携が進むというか、出会いの場、マッチングの機会の場を多く作ろうといったことを進めております。こういった取組を強化していきたいと考えております。以上でございます。

○工藤部会長

宮城のブランドの話は？

○食産業振興課（阿部技術副参事）

食産業振興課でございます。ブランド化推進方針につきましては、従来のブランドという文言に対する解釈、理解がなかなか定まらないということがありまして、県で進める中で支障をきたす恐れがあったということで、用語の解釈と言いますか、基本的な理解を統一的にもっていきましようというために基本方針を定めました。ですから、新しく作ったというよりは、これまであるものを共通の言語で固めたというような内容になっております。以上です。

○工藤部会長

よろしいですか。農商工連携に何か具体的に書き込んだらという提案はないですか？

ブランド化は今の説明のとおりですが、ブランドをあまり作っていくとブランドのノーブランド化とよく言われるので、結局、宮城県の本当に良いものをどう作り上げていくか、そういう名称は後から付いてくるということだと思いますが。他にございませんか？

（意見無し）

○工藤部会長

少し進みます。農業・農村の多面的機能のところですか。施策11, 12, これに関連して何かございましたらどうぞ。

グリーンツーリズムもあがっておりますが、グリーンツーリズムによる交流人口をどれくらいとか、推進指標の中には特に入っておりませんね。グリーンツーリズムは今どんな状況ですか？

○農村振興課（小山課長）

農村振興課の方から、現在のグリーンツーリズムの状況についてご説明させていただきます。宮城県におきましても、グリーンツーリズムは観光全体の一部分を占めるというような形で現在推進しております。資料2-1におきましては、37ページのところにグリーンツーリズムの資源としまして、農業・農村の持つ多面的機能を利用して、今後37ページの（2）に書いてありますように、歴史、文化、これらについて利用しながら行っていきたいということで、県としまして

もグリーンツーリズム推進協議会というものを民間と一緒に構成員としまして、これらを現在進めていくところであります。ただ、工藤部会長がおっしゃったような、グリーンツーリズムによってこれくらいの効果がありました、またはこういう人が来るようになりましたという数字なのですけれども、皆が納得できるような数値化をするというのは大変困難な状況にあることから、今回はその数値化については見合わせていただいたというような状況になっております。

○工藤部会長

はい、ありがとうございます。他に関連してございましたらどうぞ。

○熊谷委員

施策11なのですけれども、中間年、目標年を見てみますと、保全活動を行った面積、それから中山間地域で行った面積の数値が全く変わっていないという形なのですけれども、この辺りの状況のご説明をお願いしたいと思います。

○農村振興課（小山課長）

「農地の保全活動を行った面積」といいますのは、これは現在行われております農地・水・環境保全向上対策を導入している地域の県内での面積全てということでございます。「中山間地域等条件不利農地の保全活動を行った面積」といいますのは、これは中山間地域等直接支払制度を導入している、協定を行っている組織の活動面積を計上させていただいておりますけれども、先ほどの皆さんのご討議の中で、今後農地の面積が減るであろう、また、見通しの中で農業の就業者も減るだろうという中で、それらを加味しながら、こういう保全活動を行わない地域は無くしましょう、とにかく保全活動は継続して行っていきましょうということから、現在平成21年度と同じような数字を計上させていただいております。

○熊谷委員

そうすると、現状維持の施策の指標ということなのではないでしょうか。逆にこれを振興していくという形ですので、何か新しいものの取組というものが必要になると思うのですけれども、現状維持の指標ではなくて、何かもう少しこの保全活動という意味で良い指標があるのではないかなという気もいたしますが。

○高橋（正）次長

おっしゃる通りだと思います。事業としてやっていくことはもちろんそうでございますけれども、その中身として目標となるものはやはりあると思いますので、今おっしゃったことに基づいて、もう少し私たちも検討させていただきたいと思います。

○工藤部会長

今の件ですが、農地の保全活動を行った面積は、農地・水・環境保全向上対策、これの実面積をベースにして横並びで並べた、もう一つは中山間地域と直接支払制度、これについては、両制度とも今後どうなるかというのは若干不透明な部分もあって、これ10年目標になっていますから、まさしく今解説があったように、県独自の施策という性格を出すのであれば、もう少し数値も含めてご検討いただいた方がよろしいと思いますので、その点よろしく申し上げます。

○伊藤（秀）委員

ここでも連携が出てくる訳ですけれども、農村の多面的な機能を発揮するためには、まず、農村、農業、その価値というものを見直すというか、現行の価値から新しい価値を創出していく、そういったことから始まるべきではないかなというふうに思いますので、いろいろな多面的機能があるということはボヤっとは分かっていますが、それを使った、資源とした事業というのはボヤっとした状態では起こせないと思いますので、明確にこういう資源というようなこと、または、同じものでも見る角度を変えたり、見る人を変えたり、それから組み合わせたりすることによって新しい資源に価値を付け、それを使った多面的な機能がある事業が展開されるような、そういうことが想像されますので、どこかに地域資源の再発見という文言を入れていただければいいのかなと思います。よろしくをお願いします。

○工藤部会長

具体的に誰がどのような格好で認識を深めていくのかという辺りを何か書き込んだらというご提案だと思います。

それと、国は森林ではどれくらいとか、農地等については広域的機能が年間12兆円とか、そういう数値が出ていますが、宮城県の水田や森林など、言わば広域的機能を持っている地域資源がお金に換算していくらかという計算をしたことはありますか？

○農村振興課（小山課長）

それにつきましては、大変年次が古くなるのですけれども、平成13年度時点の調査、その場合CVMの手法等を使っておりますけれども、それらの中で宮城県の農村における多面的機能の評価額としましては2,300億円という数値は出ております。

○工藤部会長

でも、例えば伊藤（秀）委員が住んでいるところの見える範囲の山では、いくらかは分からないですよ？

○農村振興課（小山課長）

そこまでは、大変申し訳ありませんが、計算した資料は無いと思います。

○工藤部会長

地域ごとに資源の価値がこのくらいですよという、算定根拠はいろいろあって難しいのですが、値段が付いた方が皆さんに分かっていただけるという気もするので、これは全県でどうという数字を出してもあまりよく分からないので、個々に検討する機会があったら検討していただければと思います。

農村の経済的な発展と生活環境の整備も含めていかがでしょうか。リーダーやコーディネーターを育成するというような文言も出ていますけれども、関連して何かございましたらどうぞ。

（意見無し）

○工藤部会長

よろしいですか。そうしたら、大体このようなことでいくつかの意見については再度ご検討いただきたいと思います。

それでは、次は資料2-5、優先的に取り組む事項4点ですが、さっきも手が上がっておりま

すので、千葉委員の方からどうぞ。

○千葉委員

この点の中で私がお話申し上げたいのは、担い手の育成・確保でございます。今、新規就農の数はだいたい97人ですか、平成21年度ですけれどね。今から10年20年前は、この数字は30人とか50人とかもっと低かった訳ですね。昨今こういうふうにならぬに就農者が上昇してきたということは、非常に良い傾向だと思います。この背景にはやっぱり昨今の経済社会情勢の変化というのがあるのですね。つまり、雇用形態が非正規雇用とかですね、仕事の格差と言いますか、そういうものが出て、とてもではないが仕事をしていても月15万、20万というような雇用のケースもあるわけですね。

やっぱりそういうことで、最近の若者の中には再度農業にチャレンジしてみようかという雰囲気、以前よりはだいぶ高くなっているのですよね。そういう意味で、受け皿としてここにある就農相談体制というふうなことで文言が書いてございますけれども、よく見ると地域担い手センターはじめ関係機関と連携とありますが、非常にこうフアジーな表現なのですが、やっぱりトータルな窓口と言いますかね、そこの窓口に行けば全てのもものが良く分かるよ、情報があるよという体制を整備していただければ、大変よろしいのかなというようなことがございます。

それから参考までに、本県の就農目標の指標130人というのがございますが、例えば千葉県など他県の農業産出額が大きい県の年間新規就農者は何人ぐらいいるのか、分かればお聞かせ願いたいです。以上です。

○農業振興課（吉田課長）

ご指摘のとおり、相談窓口につきましては年間200回を超える形で、宮城県の担い手基金を場所に、そしてあるいはジョブカフェを会場に取り組んでございます。ですから、今お話があったことの具体的な部分の書き込みということについては、少し検討させていただきたいなというふうに思っております。

それから、宮城県では将来目標ということで、認定農業者等々からの割り出しの中で年間130人というような計算値で出ささせていただきましたけれども、今委員の指摘の話については、手持ちの資料がございませんので、申し訳ございませんが後でご連絡をさせていただくということでお許しをいただければと思います。

○工藤部会長

よろしいですか。他にどうぞ。

まず、優先的に取り組む事項がこの4つで良いかどうかということに関してはいかがですか？ さっきの説明にもございましたが、若者が魅力を感じるということを経営コンセプトに考えた場合には、やっぱり意識改革というか、皆さんで農業を盛り上げていこうよというような、そういう食と農の相互理解があって、やっぱり収入が増える、そういう担い手、そういうものがなくて、多様な農業経営体を通して、土地も資源も有効に活用して、6次産業化も併せて考えよう、そうすると農村にも住む人がいっぱい増えるだろうから、そこで頑張る若者にとってもやりがいがあるだろうと。大体こんなような雰囲気の説明がありましたので、そのことを念頭に置きながら、では若者ということで考えたら、もう一つこういうのを加えたらとか、ご提案等がございましたらどうぞ。

委員の中で一番若い人は誰ですか？ 白鳥委員、若者を代表して何かございませんか？

○白鳥委員

50歳になりましたので若者とは言えないのですが、今までだいぶ議論した中で出された資料なので、中身のある資料だと思って拝見しております。あまり意見等は無いのですが、若者の魅力というのはやはり、やりがいもそうなのですが、農業をしてきちんと生活ができる、子供を育てられるというのが一番の魅力だと思うのです。ですから、やりがいのある仕事できて、収入がきちんと確保される、そうなるような農業を推進していくのが一番かなと思っております。田舎では、やはり長男が家に残って家を継ぎ、子供を自然環境の良いところで育てられるというのが私の理想でございますので、そのような形で農業を推進されることを望んでおります。

○工藤部会長

他に関連して、どうぞ。

○望月委員

すみません、私が多分一番若くて40代です。

若者に夢を与えるというのは、実は、今実際に農業をやっている方が夢を与えるということだと思っているのですけれども、先ほど申しました農水省の田舎で働き隊という事業をやっている中で、大体20代30代の方が実際にいろいろな農業の方とお会いするのですけれども、実際に農業をやっている方に夢を語っていただいているのですね。ただ、例えば国の制度に関してとか、あるいは農業を取り巻く環境みたいなのところに対して文句を言ってしまうたりした時に、急にトーンダウンしてしまうのですね。結論から申しますと、今農業に取り組んでいる方々が、しっかり夢を持ってもらうというのが、実は若い人に夢を与えることになるのではないかと思います。それを、この中のどこかに入れるというのは、現在農業をやっている方々が、自分のビジネス、あるいは地域の将来に対して夢を持てるように、県を挙げて支援していければと思いますし、それを見て若い人達はあこがれるというふうに思います。

○工藤部会長

伊藤（秀）委員とか白鳥委員にお会いしていただければ、夢は充分に語ってもらえるだろうと思いますが、県の農業者大学校あたりで、そういう夢を持ってやっている経営者が講師になって、何コマか授業を持ったり、あるいは実践教育をやったりということはしているのでしょうか。

○農業振興課（吉田課長）

はい。今お話のあったとおりでございますし、そういう先駆的な農業者の方々を講師にお呼びしながら勉強もしていますし、何よりも1年生の段階では、先進的な農業と言いますか、農業で食べているような農家の方々に40日間寝泊りをしまして研修をします。その中で、農業生産、技術、生活という部分を体得しているというふうな研修もございますので、そのようなものもきちんとこれからも継続しながらやっていかなければいけないかなと思っております。

○工藤部会長

随分そういう面で手当ては充実しつつあると思います。ただ、新規参入者に申し上げたいことは、そんな甘いものではないということはあるので、これはやはり、お二人の委員も相当苦労されて今日の状況を切り開いてきました。

他にどうぞ。

○伊藤（秀）委員

農業を若者があこがれる魅力ある産業にということで、その若者なのですから、農業後継者ということだけではなくて、宮城県民の若者というふうにも捉えられると思うのですが、今月の22日の日本農業新聞の方に、東大の鈴木先生の記事が載りました。キーワードは国民の冷たい目です。これは、宮城県においても当てはまると思うのですが、というのは、日本の農業、宮城県の農業も同じだと思いますが、過保護ではないのですけれども、何となく今までの雰囲気から農業だけいっぱい補助金をもらおうというようなイメージが、国民、県民全体に浸透しているのではないかなと。今回の戸別所得補償方式も、欧米に倣ってやったと思いますけれども、欧米諸国の場合は基本的にそのコストが販売価格の方に反映されるという、そしてそれが当たり前だという国民理解が素地にあるのかなというふうに思いますけれども、そういったところが今日本で農業関係の予算を増やすということに関して、非常に冷ややかな目で見られてしまうという、そういった国民的な認識の違いかなというふうに思っております。

そうした中で、若者があこがれるというのは、やっぱり県民皆さんのご家族の中で、農業は素晴らしいのだよとか、価値ある産業、あるいは儲かる産業として、県民皆が捉えられるようなスタンスに変えていく必要があるのではないかと考えております。

そのためには、何点か手法があるのではないかなというふうに思っておりますが、まず1つ目は、再三私が言っております、非常に今回の計画の中にも反映いただきまして本当に感謝しているところがございますけれども、農家と消費者をつなぐということをつなぎ人、名前は誰でも良いのですけれども、農家を語れる人、それから、消費者の立場で語れる人、そういう人を、県で是非任命をしていただいて、その地方の中でまた仲間を増やしていただく。そして、宮城の場合はその地方単位に生産者と消費者がいる訳ですけれども、そういう地方単位で消費者と農家の語り合いをしていく、それによって心と心が通い合える、そしてその結果として、先ほど言われました冷たい目が少しずつ柔らかくなって、少し高いのだけれども宮城県の農産物を買って支えて農家を良くしていこうではないか、その結果として農家がある程度再生産できるような価格を維持していただければ、儲かる農業経営が出て参りますし、そうしたところで、県民の皆さんが、環境や多面的機能を含めた農業というものを見直していただける、そして最後にその結果として若者があこがれる魅力ある産業というふうにつながっていけば良いなと思っております。

あともう1点、それを達成するためということで、今、農産物の流通インフラの問題なのですけれども、これもかなり定石化してしまっていて、すぐ変えるということは非常に難しいものでありますし、すぐに変えてはいけないものだと思っておりますけれども、農家と消費者の皆さんを直接つなぐ、そういったインフラの構築というものは、やはり宮城県の中では仙台という大消費地も控えておりますので可能ではないかなと思います。そういった取組を、ベーシックな取組と、そして先端的な取組を両方組み合わせることによって、若者があこがれるような魅力ある産業の農業というのを構築する、そういう取組を、ちょっと地味な取組になるかも知れませんが、宮城方式としてぜひ全国に打ち出すことができるような、そういうシステムを構築していただければというふうに思っております。

○工藤部会長

後半の流通インフラ等々は、直売所でダイレクトにスッとやってきて、今だいぶ活性化しているので、その延長線上でというような話になるかもしれません。

あと、つなぎ人というのは、コーディネーターという文言で入っていますけれども、そういうつなぎ役を果たす、両方分かっている人ということではなかなか人材は難しいかもしれませんが、良い意味でつないでくれる人を・・・

○伊藤（秀）委員

補足させて下さい。

コーディネーターも当然必要なのですけれども、コーディネーターの先生は両方知っているということで、逆に言うと両方の思いも中途半端かなというふうに私は思っております、そういうコーディネーターの先生ももちろん必要なのですけれども、その先生がコーディネートするそれぞれの立場の意見をしっかり言える、その人をつなぎ人というふうな立場にさせていただきたいと思っております。

○工藤部会長

ご検討いただければと思います。

他に優先的なところで何かどうぞ。

○熊谷委員

話が蒸し返しになってしまうので申し訳ないのですけれども、優先のこの4つはそれでいいと思うのですけれども、水田の有効活用の中で、売れる米づくりの推進と、宮城県で言えば農業は一番の基幹産業的なところもありますし、その中で米づくりというのが一番ウエイトの大きなところと。1等米ではなくて、消費者が望まれるおいしいお米を作るといって、それを進めていくというのは非常に良いことだと思うのですけれども、それに併せて、先ほど言いましたけれども、水田の有効活用が真ん中のところにありまして、最初に出てきます売れる米づくりの推進、これは非常に良いことだと思いますし、cの米粉・飼料用米の生産拡大、これも有効活用で良いと思いますけれども、真ん中にあります需要に対応した高品質な麦・大豆の生産という、これを載せておられる、施策を考えられる方々の基本的な頭での考え方がどうなのかというのが1つ、疑問が常にあります。

この文言を読んでいますと、これは転作をどうしてもやらなくちゃいけない。転作の補助金を出す以上、世間からの批評に対してきちんとした作物を作っているのだという、金目当てではないよ、転作奨励金目当てではないよというのを表すための文言としか見えないのですよね。一番困りますのは、この大豆転作をいたしますと、その次の年に米を作った場合には売れる米作りにはなりません。蛋白が多すぎて食味が悪い米、それから倒伏しやすいですから、被害が出たりとか、そういう可能性、あるいは病害虫の発生が非常に高いというふうになりますので、ここで言われるのであれば、需要に対応した高品質な麦・大豆、これを作るのであれば、逆に言うときちんとした水田の数年をかけての輪作といいますかね、そういった体制のきちんとしたものがあるのかどうか、あるのであればこういう話もできると思います。

それと、やはり品質の高い大豆を作ろうとすれば、農薬の使用というのは不可欠になってくるだろうと思います。そうしますと、現在進めております環境保全米の運動とか保全の活動との整合性はどうか、事前に農薬を大量に使ったところのその次の年1年は農薬を使わない、それから窒素が多いですから、こちらの方は化学肥料を使わない、有機堆肥も何もいらないうから、無施肥で十分だと思います。そういった形でやっていくのが果たして環境保全米の活動になるのかどうかという、これは、ある農家の方からの指摘もありましてお話をしておりますけれども、そういった意味で逆にこういう形で転作をしたものをいかに有効に利用しておいしい米作りができるかというような観点でこちらを書いていらっしゃるというのであればいいのですけれどもね。ただ、最初に言いましたような感じのところはチラチラというような感じで私はどうしても受け取ってしまいますので、その辺りのところをきちんと考えて施策を、特にこのおいしい米

づくりの推進が一番大切だと思いますので、そういったところに対しての基本的な考え方として、今私が言ったようなことを少しでも組み込んでいただければなという気がいたします。以上です。

○工藤部会長

この点に関しては白鳥委員が、転作団地を作ったりということで実践的にやっておられると思うのですが、そういう転作を活用するか利用するか、あるいは主体的に水田利用という格好で取り組むかは別にして、こういう、小麦、あるいは大麦、大豆、これを作って、それと、米、この両方とも高品質なものを作るということは技術的に不可能な話なのか、両立しない話なのか、それともやりようによってはそういうことは可能だという話なのか、その辺はどうですか？

○白鳥委員

結論からいえば、やりようによってはできるということです。私のところは、大豆は2年作れば田んぼに戻すのですが、その後2年は、今度はホールクロップということで、青刈りに利用しております。家畜に与えるホールクロップを無施肥でできるということでやっております。それ以外に米粉用の米もありますし、主食用ということでもいろいろな資材等や技術もありますので極端に食味が落ちるようなことは無く、結論から言えばやりようによってはできるということです。

あと、大豆の方も登米の方では無農薬で作って地元の味噌・醤油屋さんへ供給している法人がありますので、やはり個々に努力をして、それなりにやっているというようなどころもありますので、それはいろいろ技術がそれぞれあると思います。

○工藤部会長

おそらく熊谷委員が言われたことは、安易にこれを両方併記するような格好で載せないで、その辺にやっぱりいろいろ問題があると。ただし、それをクリアするには、今ご紹介があったようないろいろな土地利用の方式なりを含めて、いろいろな応用は効くということも、実際やられている方のお話にありますので、その辺微妙なところだと思うのですが、少しご検討して、文言等で反映させていただければと思います。

他にございませんか？

○望月委員

優先課題の1番下の農業・農村が有する地域資源の保全と6次産業化で、口に入れていただくのが良いのかなという感じがしているのですけれども、上の水田の方にもホに入っていますが、東京アンテナショップをいかにマーケティングの拠点にしていくかということがまず重要だというふうに思っています。これは、優先的に取り組む事項に是非入れていただきたいと思っているのですけれども、前回の部会でも申しましたけれども、アンテナショップの位置づけとして、かなりマーケティング機能を強めるという新聞記事も拝見しましたので、ちょうど今年度からマーケティング機能を強めるということですから、この口のところに先ほどの大項目でマーケットインという言葉であったり、いろいろな部分にマーケティングという言葉が今回の基本計画に盛り込んでいただいていますから、それを優先課題のどこかにキーワードとして入れたいですね。それを考えると、口のところかなという感じがしますので、文言も含めて一度ご検討いただけたらと思います。

○工藤部会長

その点もよろしくお願いいたします。

まだいろいろあろうかとは思いますが、予定の時間が近づいております。毎回お願いしていただけますけれども、後で気が付いたことでも、あるいは言い足りなかったことでも、封書に書いて事務局の方にお送りいただければと思います。

その後、全体の修正等々もあろうかと思いますが、多分微調整ということで済むと思いますので、その辺については事務局と部会長にお任せいただければというふうに思います。よろしくご協力のほどお願いします。

こんなところで終わりたいと思いますがよろしいですか？それではどうもありがとうございました。司会の方にお返しします。

○司会

工藤部会長、ありがとうございました。

次に、その他について事務局から連絡事項がございます。まず、部会長からもお話がございました書面によるご意見の提出方法等について説明を申し上げます。

○農業振興課（佐藤班長）

長い時間ご審議ありがとうございました。工藤部会長からお話しありましたように、時間の関係上ご発言いただけなかったことがあるかと思います。お手元にごございます紙にお書きいただきまして、恐れ入りますが8月6日までFAX、メール等で事務局までお送りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○司会

次回の会議についてですが、9月に今年度第2回目の審議会全体会の開催が予定されております。審議事項につきましては、本農業部会でただ今ご検討いただいております「みやぎ食と農の県民条例基本計画」、それから、5月の審議会全体会で諮問されました（仮称）「観光戦略プラン」についてのご議論をしていただく予定となっております。開催日程等、詳細が決まり次第、ご案内させていただきます。

また、本農業部会につきましては、次回は大体11月あたりを予定しております。こちらにつきましても、詳細が決まり次第、ご連絡をさせていただきます。

以上を持ちまして、第15回宮城県産業振興審議会農業部会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。